

## 議題 3

### 広島市教育委員会規則の一部改正について

- 1 広島市教育委員会事務決裁規則の一部改正について（議案第16号） 17
- 2 広島市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部改正について（議案第17号） 20

広島市教育委員会事務決裁規則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正の要旨

会計年度任用職員制度の導入に伴い、教育委員会決裁事項から、条件付採用期間中の職員、会計年度任用職員及び臨時的任用職員に対する分限処分を除こうとするものである。

2 施行期日

公布の日

3 公布文及び現行改正比較表

別紙のとおり。

広島市教育委員会規則第 号

令和 2 年 4 月 日

広島市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 教育長

広島市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会事務決裁規則（昭和 25 年 12 月 14 日広島市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 5 号中「限る。）」の右に「（条件付採用期間中の職員，会計年度任用職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する職員をいう。）及び臨時的任用職員に対する処分を除く。）」を加える。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

現行改正比較表（広島市教育委員会事務決裁規則）

現 行	改 正
<p>(教育委員会決裁事項)</p> <p>第1条 広島市教育委員会（以下「委員会」という。）の所管事務のうち、委員会の決裁を要するものは、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 事務局及び教育機関の職員の分限（休職については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第2号の規定に基づくものに限る。） _____ _____ _____ 及び 懲戒に関すること。</p> <p>(6)～(15) (略)</p> <p>第2条～第6条 (略)</p>	<p>(教育委員会決裁事項)</p> <p>第1条 広島市教育委員会（以下「委員会」という。）の所管事務のうち、委員会の決裁を要するものは、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (現行に同じ。)</p> <p>(5) 事務局及び教育機関の職員の分限（休職については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第2号の規定に基づくものに限る。）<u>（条件付採用期間中の職員，会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員をいう。）及び臨時的任用職員に対する処分を除く。）</u>及び懲戒に関すること。</p> <p>(6)～(15) (現行に同じ。)</p> <p>第2条～第6条 (現行に同じ。)</p>

広島市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正の要旨

会計年度任用職員制度の導入に伴い、規則の対象について会計年度任用職員にあつては、1週間当たりの勤務時間が28時間45分以上、かつ、任期が6月以上（任期の更新又は再度の任用により引き続く期間を含む。）の者に限ることとするものである。

2 施行期日

公布の日

3 公布文及び現行改正比較表

別紙のとおり。

広島市教育委員会規則第 号

令和2年4月 日

広島市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

広島市教育委員会 教育長

広島市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会職員安全衛生管理規則（昭和62年広島市教育委員会  
規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「6か月以内の期間を定めて雇用される者を除く」を「会計年  
度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第  
1項に規定する職員をいう。ただし、教育長が定める職員を除く。）にあ  
つては、1週間当たりの勤務時間が28時間45分以上、かつ、任期が6  
月以上（任期の更新又は再度の任用により引き続く期間を含む。）の者に  
限る」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

現行改正比較表（広島市教育委員会職員安全衛生管理規則）

現 行	改 正
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「政令」という。）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）その他の関係法令に定めるもののほか、職場における職員の安全と健康の確保に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、「職員」とは、広島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の任命に係る職員（<u>6か月以内の期間を定めて雇用される者を除く</u>）をいう。</p> <p>第3条～第27条 （略）</p> <p>別表第1～別表第3 （略）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 （現行に同じ。）</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、「職員」とは、広島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の任命に係る職員（<u>会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職員をいう。ただし、教育長が定める職員を除く。）にあつては、1週間当たりの勤務時間が28時間45分以上、かつ、任期が6月以上（任期の更新又は再度の任用により引き続く期間を含む。）の者に限る。</u>）をいう。</p> <p>第3条～第27条 （現行に同じ。）</p> <p>別表第1～別表第3 （現行に同じ。）</p>